

日証協（市債）12第20号
平成13年2月20日

債 券 部 長 殿
登録等証券業務担当部長 殿

日 本 証 券 業 協 会
市場部長 岩 井 宣 章

国債のリオープン方式導入に伴う国内債券の店頭売買に係る
「着地取引」の取扱いについて

御高承のとおり、本年3月より国債発行にリオープン方式が導入されることに伴い、今後、同一銘柄でありながらも既に払込日を経過した“前玉”と払込日が到来していない“後玉”が混在する状況下で協会員が債券等の店頭取引を行うことが想定されます。

また、「債券等の着地取引の取扱いについて」（平4.7.30理事会決議）においては、「協会員が行う債券等の店頭取引のうち、約定から受渡日までの期間が1か月以上となる取引」と定義しており、「発行日以降に約定が行われる取引」を対象としている旨の解釈をしております。

したがって、リオープン方式に係る国債の後玉の入札日から払込日の前日までの間の取引のうち約定から受渡日までの期間が1か月以上となる場合、着地取引に該当する恐れがあります。

このため、本協会ではリオープン方式導入後の国債取引について、下記のとおり、後玉払込日を受渡日とする後玉の入札日から払込日の前日までの間の取引については、約定から受渡日までの期間が1か月以上となる場合であっても、本理事会決議の適用外とする解釈をいたしましたので御通知申し上げます。

なお、同理事会決議に規定する「約定から受渡日までの期間が1か月以上」の解釈につきましては平成11年3月5日付け会員通知（日証協（債）10第404号）において既に通知しておりますが、この具体的事例を別添（御参考）のとおり取りまとめましたので併せて御通知申し上げます。

記

- 国債のリオープン方式導入後において、当該リオープン方式に係る国債の後玉の入札日から払込日の前日までの間の取引のうち受渡日を当該後玉払込日とするものについては、約定から受渡日までの期間が1か月以上となる場合であっても、本理事会決議の適用外とする。

(例)

前玉発行日：6月20日 後玉入札日：6月21日 後玉払込日：7月23日 と仮定
--

(約定日)

6月20日

6月21日

6月22日

6月22日

(受渡日)

7月23日

7月23日

7月23日

7月24日

←着地取引に該当

←着地取引に該当せず

←着地取引に該当せず

←着地取引に該当

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先・ …… 本協会 市場部 (03 - 3667 - 8456)

着地取引における「受渡日が約定日の翌月の応当日以降となる取引（平成 11 年 3 月 5 日付け会員通知参照）」の具体的事例

1 月のケース

約定日	受渡日	着地取引
1 月 4 日	2 月 4 日	該当
1 月 28 日	2 月 28 日	該当
1 月 29 日	2 月 28 日	該当
1 月 30 日	2 月 28 日	該当
1 月 31 日	2 月 28 日	該当

2 月のケース

約定日	受渡日	着地取引
2 月 1 日	3 月 1 日	該当
2 月 28 日	3 月 28 日	該当

3、5、8、10 月のケース

約定日	受渡日	着地取引
当月 1 日	翌月 1 日	該当
当月 30 日	翌月 30 日	該当
当月 31 日	翌月 30 日	該当

4、6、9、11 月のケース

約定日	受渡日	着地取引
当月 1 日	翌月 1 日	該当
当月 30 日	翌月 30 日	該当

7、12 月のケース

約定日	受渡日	着地取引
当月 1 日	翌月 1 日	該当
当月 31 日	翌月 31 日	該当